締約国に関する情報 ＰＬ	ポーランド 一般情報	附属書　Ｂ１ ＰＬ

国内官庁の名称	Patent Office of the Republic of Poland （ポーランド共和国特許庁）
所在地	Al. Niepodległości 188/192, PL-00-950 Warszawa, Poland
郵便のあて名	P.O. Box 203, PL-00-950 Warszawa, Poland
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(48-22) 579 01 27（国際出願部） (48-22) 579 05 55（通信センター） plpctteam@uprp.gov.pl http://www.uprp.gov.pl (48-22) 579 03 63
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
出願人に出願をＷＩＰＯ優先権書類デジタルアクセスサービス（ＤＡＳ）で利用可能とすることを許可する用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1（ｂの2））	用意なし
ポーランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ポーランド共和国特許庁，欧州特許庁（ＥＰＯ）又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令[1]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： 国民及び居住者による出願
ポーランドが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：ポーランド共和国特許庁 欧州特許：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案 欧州：特許
国際型調査に関するポーランドの規定（ＰＣＴ第15条）	工業所有権法（ＰＰＬ）第47条(5)

［次頁に続く］

1　工業所有権法第40条。

ＰＬ	ポーランド（続き）	ＰＬ

国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 出願人は，ポーランド語による国際出願の翻訳文を管轄官庁へ提出しなければならない。仮保護は，特許庁公報（Biuletyn Urzędu Patentowego）に国際出願の翻訳文（書誌情報，要約及び図面）が事後的に公開された日から生じる。 欧州特許を目的とする指定の場合： 情報は現在準備中

ポーランドが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

ポーランドが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は後で提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）

欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照